

引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の市町村交付金を除く。）又は市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

【令和8年度当初予算】

地方消費税交付金 260,030千円のうち社会保障財源化分 142,661千円

(単位：千円)

予算上の項目		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉費	障害者福祉費	465,895	335,356		0	113,000	17,539
保健衛生費	健康増進事業費	35,891	1,091		14	29,661	5,125
合計		501,786	336,447	0	14	142,661	22,664

入湯税は、地方税法第701条により鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てることを目的とした地方税で、以下の使途に充てられます。

入湯税 2,434千円

予算書上の項目		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	地方債	その他	入湯税	その他
商工費	観光費	96,157	1,730		38,040	2,334	54,053
消防費	消防施設費	46,881	12,264	33,300	0	100	1,217
合計		143,038	13,994	33,300	38,040	2,434	55,270